

第 5 3 号議案

桶川市国民健康保険条例の一部を改正する条例

桶川市国民健康保険条例（昭和 3 4 年桶川市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正前	改正後
<p>(一部負担金)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 被保険者は、往診又は歯科訪問診療の給付を受ける場合において、当該往診又は歯科訪問診療が診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)別表第1第2章第2部第1節の<u>往診料の項注4</u>又は別表第2第2章第2部の<u>歯科訪問診療料の項注9</u>の規定に該当するものであるときは、当該往診又は歯科訪問診療の給付に要する費用のうち当該往診又は歯科訪問診療がこれらの規定に該当しないものとして算定した額を超える部分については、前項の規定にかかわらず、一部負担金を支払うことを要しない。</p> <p>第12条 この市は、世帯主が法第9条第1項若しくは<u>第9項</u>の規定による届出をせず、<u>若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合</u>においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</p>	<p>(一部負担金)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 被保険者は、往診又は歯科訪問診療の給付を受ける場合において、当該往診又は歯科訪問診療が診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)別表第1第2章第2部第1節の<u>往診料の項注6</u>又は別表第2第2章第2部の<u>歯科訪問診療料の項注11</u>の規定に該当するものであるときは、当該往診又は歯科訪問診療の給付に要する費用のうち当該往診又は歯科訪問診療がこれらの規定に該当しないものとして算定した額を超える部分については、前項の規定にかかわらず、一部負担金を支払うことを要しない。</p> <p>第12条 この市は、世帯主が法第9条第1項若しくは<u>第5項</u>の規定による届出をせず、<u>又は虚偽の届出をした場合</u>においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</p>

附 則

1 この条例は、令和 6 年 1 2 月 2 日から施行する。ただし、第 6 条の改

正は、公布の日から施行する。

- 2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

令和6年8月30日提出

桶川市長 小野克典

提 案 理 由

国民健康保険法等の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。